

日本精神神経学会 アドボケイト制度導入に対する見解

日本精神神経学会 理事
同精神保健福祉法委員会 委員長
太田 順一郎

日本精神神経学会 アドボケイト制度導入に対する見解

- ▶ なぜ「精神科入院」に限定するのか？
- ▶ アドボケイト制度の目的
- ▶ 制度運用の法的根拠
- ▶ アドボケイトの役割
- ▶ 精神科医療権利擁護センター
- ▶ 登録アドボケイト
- ▶ アドボケイトの活動
- ▶ 精神科医療権利擁護地域協議会

アドボケイト制度の目的

すべての精神科入院患者の人権を擁護し、
また彼らが権利を適切に行使できるように

「意思の決定と表明」

「本人が希望する実効性のある支援の提供」

を可能にする

制度運用の法的根拠

精神科入院患者の権利擁護が目的のため

- ▶ **精神保健福祉法**
- ▶ 障害者総合支援法
- ▶ 障害者虐待防止法

【制度化に際して】

精神保健福祉法文中または政省令・通知による

- ▶ 精神科医療権利擁護センターの設置
- ▶ 精神科医療権利擁護地域協議会の設置
- ▶ 入院患者の権利擁護に関する自治体の責任の明記
- ▶ 入院医療機関の権利擁護に関する責任の明確化
- ▶ 入院時のアドボケイト利用に関する告知の義務化

アドボケイトの役割

この制度におけるアドボケイト（権利擁護員）
とは？

権利擁護サービスの提供者

アドボケイトの4つの役割

- ▶ 情報の共有
- ▶ 情報収集
- ▶ 患者の意思表示に関する援助
- ▶ 医療提供者に対するモニタリング



アドボケイトの役割

① 情報の共有

- ▶ 患者が置かれている状況について、本人が感じていることや希望することの把握に努める
- ▶ 患者の要望に応じて、患者が置かれている状況の理解を援助する
- ▶ 入院に至った経過や退院請求・処遇改善請求の申請手続き等について、可能な限り情報を提供する

アドボケイトの役割

② 情報収集

患者の今後の生活について必要な情報の収集を行う
必要に応じて病院等対して情報提供を請求する

- ▶ 法制度についての情報
- ▶ 入院中及び退院後の生活における行政および支援団体のサービスについての情報
- ▶ 転院を希望する場合、転院先となりうる医療機関の情報

アドボケイトの役割

③ 患者の意思表示に関する援助

- ▶ 患者が現在受けている治療、今後受けることになる治療に関して、自身の希望を主治医や病院スタッフに表明できるよう援助を行う
- ▶ 患者が自身の希望や意思を家族、支援者や病院のスタッフに表明できるよう援助を行う
- ▶ 患者の望むサービスの利用が可能になるように支援者に対して助言する
- ▶ 退院支援委員会に同席し、意思表示の支援を行う
- ▶ 患者が退院請求および処遇改善請求を希望する場合に、意思表示の際に同席するなど患者の意思表示の支援を行う

アドボケイトの役割

④ 医療提供者に対するモニタリング

医療者が

- * 適切な医療を提供しているか

- * 患者の権利擁護について適切な配慮を行っているか

を適宜調査する

精神科医療権利擁護センター（仮称）とは？

精神科入院患者の権利擁護についての専門機関

- ▶ 一定の地域ごと（都道府県単位）に設置
- ▶ 行政機関や精神科医療機関から一定の独立性を有する
- ▶ 精神科入院患者の権利擁護に関する業務を担う
 - * 登録アドボケイトの管理
 - * アドボケイトの機能評価
 - * アドボケイトに対する指導、助言
 - * 権利擁護に関する普及啓発
 - * 精神科医療権利擁護地域協議会の運営

登録アドボケイトとは？

この制度では第3者によるアドボケイト

- ▶ 精神医療権利擁護センターでの登録制
- ▶ 同センターが実施する「アドボケイト事前研修」を受講したもの
- ▶ 医療、福祉、法律関係などの専門職資格は必須ではない
- ▶ 利用希望者は無料で利用可能
- ▶ アドボケイト活動に関しての守秘義務を有する

誰でもアドボケイトとして活動できるシステムの構築は今後の課題



アドボケイトの利用方法

- ▶ 精神科病床に入院する患者は、入院時また適宜医療機関から説明を受ける
 - * アドボケイトの役割
 - * アドボケイト利用の権利
 - * 利用を希望する場合の連絡先（精神科医療権利擁護センター）
- ▶ 希望する患者は精神科医療権利擁護センターへ連絡する
- ▶ 医療機関は連絡の権利を制限できない



アドボケイト活動の実際

アドボケイトの利用方法

- ▶ 精神科医療権利擁護センターは患者の希望を確認
- ▶ 適切と思われる登録アドボケイトを選定
- ▶ 登録アドボケイトを病院へ派遣
- ▶ 本人に直接面会、必要に応じて複数回の面会を実施
- ▶ 医療機関はアドボケイトの面会を制限できない



精神科医療権利擁護地域協議会（仮称）

- ▶ 精神科医療人権擁護センターの管轄地域ごとに設置
- ▶ 参加者：精神科医療人権センター、精神科医療機関、精神保健に関する行政機関等

▶ 機能

* 地域内のアドボケイト活動のモニタリング

* 権利侵害が疑われる場合に医療機関

への是正勧告、行政機関への通告



制度設立に向けての課題

- ▶ この制度に対する医療機関、生活支援団体、行政機関の協力と積極的な関与
- ▶ 精神医療審査会が本来の機能を十分に果たすこと

アドボケイト制度の参入により、患者の権利擁護だけでなく、精神科医療がより一層開かれたものになる